

新宮市教育委員会告示第4号

新宮市教育委員会適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

新宮市教育委員会適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年8月20日

新宮市教育委員会教育長 速水 盛康

新宮市教育委員会適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示

新宮市教育委員会適応指導教室設置要綱（平成17年新宮市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄の下線が引かれた字句に対応する改正前の欄の下線が引かれた字句が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の下線が引かれた字句を加える。

改正後	改正前										
<u>新宮市教育支援センター設置要綱</u> （設置） 第1条 新宮市立小中学校に在籍する児童生徒の不登校問題等について、適正な指導、助言を行うため、<u>新宮市教育支援センター</u>（以下「<u>教育支援センター</u>」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>教育支援センター</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>新宮市教育支援センター</u> 「はばたきの家」</td><td>新宮市井の沢5番26号</td></tr> <tr> <td><u>新宮市教育支援センター</u> 「はばたきの部屋」 <u>（光洋中学校内）</u></td><td><u>新宮市三輪崎1199番地の2</u></td></tr> </tbody> </table> （開設日） 第3条 <u>教育支援センター</u>の開設日は、新宮市立学校の管理運営に関する規則（平成17年新宮市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第3条に定める各学期の期間とし、休業日は規則第4条の規定によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教育長はこれを変更することができる。 （活動） 第4条 <u>教育支援センター</u>は、第1条の目的を達成するため、次	名称	位置	<u>新宮市教育支援センター</u> 「はばたきの家」	新宮市井の沢5番26号	<u>新宮市教育支援センター</u> 「はばたきの部屋」 <u>（光洋中学校内）</u>	<u>新宮市三輪崎1199番地の2</u>	<u>新宮市教育委員会適応指導教室設置要綱</u> （設置） 第1条 新宮市立小中学校に在籍する児童生徒の不登校問題等について、適正な指導、助言を行うため、<u>新宮市教育委員会不登校児童生徒適応指導教室</u>（以下「<u>適応指導教室</u>」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 <u>適応指導教室</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>新宮市適応指導教室</u> 「はばたきの家」</td><td>新宮市井の沢5番26号</td></tr> </tbody> </table> （開設日） 第3条 <u>適応指導教室</u>の開設日は、新宮市立学校の管理運営に関する規則（平成17年新宮市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第3条に定める各学期の期間とし、休業日は規則第4条の規定によるものとする。ただし、特別の事情があるときは、教育長はこれを変更することができる。 （活動） 第4条 <u>適応指導教室</u>は、第1条の目的を達成するため、次	名称	位置	<u>新宮市適応指導教室</u> 「はばたきの家」	新宮市井の沢5番26号
名称	位置										
<u>新宮市教育支援センター</u> 「はばたきの家」	新宮市井の沢5番26号										
<u>新宮市教育支援センター</u> 「はばたきの部屋」 <u>（光洋中学校内）</u>	<u>新宮市三輪崎1199番地の2</u>										
名称	位置										
<u>新宮市適応指導教室</u> 「はばたきの家」	新宮市井の沢5番26号										

改正後	改正前
め、次の事業を行う。 (1) (略) (2) 教育支援 (3) (略) (4) (略) (職員) 第5条 教育支援センターに指導員その他必要な職員を置く。 (運営委員会) 第6条 教育支援センターの円滑な運営を図るため、教育支援センターに運営委員会を置く。 2 (略) (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、教育支援センターに関し必要な事項は、別に定める。	の事業を行う。 (1) (略) (2) 適応指導 (3) (略) (4) (略) (職員) 第5条 適応指導教室に指導員その他必要な職員を置く。 (運営委員会) 第6条 適応指導教室の円滑な運営を図るため、適応指導教室に運営委員会を置く。 2 (略) (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、適応指導教室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。